

平成 29 年

南三陸町議会議録

第5回定例会 6月13日 開会  
6月19日 閉会

南三陸町議会

平成 29 年 6 月 16 日 (金曜日)

第 5 回南三陸町議会定例会会議録

(第 4 日目)

平成29年6月16日（金曜日）

---

応招議員（16名）

|     |           |     |           |
|-----|-----------|-----|-----------|
| 1番  | 後 藤 伸太郎 君 | 2番  | 佐 藤 正 明 君 |
| 3番  | 及 川 幸 子 君 | 4番  | 小野寺 久 幸 君 |
| 5番  | 村 岡 賢 一 君 | 6番  | 今 野 雄 紀 君 |
| 7番  | 高 橋 兼 次 君 | 8番  | 佐 藤 宣 明 君 |
| 9番  | 阿 部 建 君   | 10番 | 山 内 昇 一 君 |
| 11番 | 菅 原 辰 雄 君 | 12番 | 西 條 栄 福 君 |
| 13番 | 後 藤 清 喜 君 | 14番 | 三 浦 清 人 君 |
| 15番 | 山 内 孝 樹 君 | 16番 | 星 喜美男 君   |

---

出席議員（16名）

|     |           |     |           |
|-----|-----------|-----|-----------|
| 1番  | 後 藤 伸太郎 君 | 2番  | 佐 藤 正 明 君 |
| 3番  | 及 川 幸 子 君 | 4番  | 小野寺 久 幸 君 |
| 5番  | 村 岡 賢 一 君 | 6番  | 今 野 雄 紀 君 |
| 7番  | 高 橋 兼 次 君 | 8番  | 佐 藤 宣 明 君 |
| 9番  | 阿 部 建 君   | 10番 | 山 内 昇 一 君 |
| 11番 | 菅 原 辰 雄 君 | 12番 | 西 條 栄 福 君 |
| 13番 | 後 藤 清 喜 君 | 14番 | 三 浦 清 人 君 |
| 15番 | 山 内 孝 樹 君 | 16番 | 星 喜美男 君   |

---

欠席議員（なし）

---

説明のため出席した者の職氏名

町長部局

|   |     |           |
|---|-----|-----------|
| 町 | 長   | 佐 藤 仁 君   |
| 副 | 町 長 | 最 知 明 広 君 |

|                        |     |       |
|------------------------|-----|-------|
| 会計管理者兼出納室長             | 三 浦 | 清 隆 君 |
| 総務課長                   | 高 橋 | 一 清 君 |
| 企画課長                   | 阿 部 | 俊 光 君 |
| 震災復興企画調整監              | 檀 浦 | 現 利 君 |
| 管財課長                   | 佐 藤 | 正 文 君 |
| 町民税務課長                 | 阿 部 | 明 広 君 |
| 保健福祉課長                 | 三 浦 | 浩 君   |
| 環境対策課長                 | 佐 藤 | 和 則 君 |
| 農林水産課長                 | 及 川 | 明 君   |
| 商工観光課長                 | 佐 藤 | 宏 明 君 |
| 建設課長                   | 三 浦 | 孝 君   |
| 建設課技術参事<br>(漁港・漁集事業担当) | 田 中 | 剛 君   |
| 危機管理課長                 | 村 田 | 保 幸 君 |
| 復興事業推進課長               | 男 澤 | 知 樹 君 |
| 総合支所長                  | 阿 部 | 修 治 君 |
| 南三陸病院事務長               | 佐々木 | 三 郎 君 |
| 上下水道事業所長               | 糟 谷 | 克 吉 君 |
| 総務課長補佐                 | 大 森 | 隆 市 君 |
| 総務課主幹兼財政係長             | 佐々木 | 一 之 君 |

#### 教育委員会部局

|        |     |       |
|--------|-----|-------|
| 教 育 長  | 佐 藤 | 達 朗 君 |
| 教育総務課長 | 菅 原 | 義 明 君 |
| 生涯学習課長 | 三 浦 | 勝 美 君 |

#### 監査委員部局

|        |     |       |
|--------|-----|-------|
| 代表監査委員 | 芳 賀 | 長 恒 君 |
| 事務局長   | 佐 藤 | 孝 志 君 |

#### 選挙管理委員会部局

|     |     |       |
|-----|-----|-------|
| 書記長 | 高 橋 | 一 清 君 |
|-----|-----|-------|

#### 農業委員会部局

事務局長 及川 明君

---

事務局職員出席者

事務局長 佐藤 孝志

総務係長 小野 寛和  
兼議事調査係長

---

議事日程 第4号

平成29年6月16日（金曜日） 午前10時00分 開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
  - 第 2 議案第 65号 工事請負変更契約の締結について
  - 第 3 議案第 66号 業務委託変更契約の締結について
  - 第 4 議案第 67号 財産の取得について
  - 第 5 議案第 68号 町道路線の廃止について
  - 第 6 議案第 69号 町道路線の認定について
  - 第 7 議案第 70号 南三陸町過疎地域自立促進計画の変更について
  - 第 8 議案第 71号 人権擁護委員の候補者の推薦について
  - 第 9 議案第 72号 人権擁護委員の候補者の推薦について
  - 第10 議案第 73号 平成29年度南三陸町一般会計補正予算（第1号）
  - 第11 議案第 74号 平成29年度南三陸町水道事業会計補正予算（1号）
- 

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第11まで

午前9時5分 開議

○議長（星 喜美男君） おはようございます。

昨夜から朝方にかけて、雷で寝不足の方もあろうかと思いますが、本日もよろしくお願ひします。

初めに、議案第69号町道路線の認定について訂正の申し出があり、総務課長より発言したい旨の申し入れがありますのでこれを許可いたします。総務課長。

○総務課長（高橋一清君） おはようございます。冒頭から、大変申しわけございませんが既に配付させていただいております議案書において、錯誤が発見されました。大変申しわけございませんが、議案の訂正をお願いいたします。

訂正箇所につきましては、議案書2冊のうちの2のほうです。2冊のうちの2、4ページをお開きいただきたいと思います。これは議案第69号の町道路線の認定についての議案の中の認定路線を記載させていただいてございますが、中段の倉野浜石積線とございますが、これは港橋線の誤りでございました。大変申しわけございませんでした。4ページです。4ページ、番号で2013号です。2013のところが倉野浜石積線と記載されてございます。ございません。それで、正しく印刷したものをお手元に配付をさせていただきました。港橋線と訂正をさせていただきました資料をもちまして、差しかえてご審議いただきますようにお願いいたします。大変申しわけございませんでした。

○議長（星 喜美男君） なお、議案の訂正については既に許可しておるところでございます。

ただいまの出席議員数は15人であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

遅刻議員、6番今野雄紀君となっております。

なお、傍聴の申し出があり、これを許可しております。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

---

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（星 喜美男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により議長において5番村岡賢一君、7番高橋兼次君を指名いたします。よろしくお願ひいたします。

---

#### 日程第2 議案第65号 工事請負変更契約の締結について

○議長（星 喜美男君） 日程第2、議案第65号工事請負変更契約の締結についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

[事務局朗読]

[朗読文省略]

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） おはようございます。

ただいま上程されました議案第65号工事請負変更契約の締結についてご説明申し上げます。

本案は本町の観光交流拠点と位置づけ、現在その整備を進めている志津川字五日町地内において公共駐車場等を整備する外構整備工事に係る工事請負変更契約の締結について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。復興推進課長。

○復興推進課長（男澤知樹君） おはようございます。それでは、細部説明をさせていただきます。

本議案は志津川建設株式会社と契約を交わし、本年8月31日までの工期で工事を進めております観光交流拠点外構整備工事に関し、所要の変更を行う必要が生じましたことから、工事請負契約の変更について議会の議決を賜りたいものであります。

議案関係参考資料の12ページ、ごらんくださいませ。工事名、工事場所につきましては記載のとおりでございます。工事概要でございますが、今回提案しております変更の内容を含めた外構工事全体の概要について記載をしております。契約金額、今回の変更に当たりまして、請負契約額を784万6,200円増額したいものであります。工事期間についてでありますが、今回の変更に際し現在8月31日までしております工期を9月29日まで、約1か月間延伸したいというものです。

13ページをごらんくださいませ。主な変更の項目でございます。観光交流拠点の北側のエリアとの車両の往来、これを考慮して今回現在の駐車場内の路面表示を変更し、新たに外側線等を引くというものでございます。もう1点、八幡川の左岸側の天端沿いに、天端沿い、観光交流拠点エリアの西側でございますが、西側に河川の天端まで下りられるような階段を2

カ所設置をするというものですございます。14ページに仮契約書の写し、15ページには位置図、16ページには今回の変更箇所の平面図を添付してございます。

以上で説明を終わります。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

3番及川幸子君。

○3番（及川幸子君） おはようございます。及川です。

増額786万円の増額ですけれども、ただいまの説明によりますと階段2カ所を設置という主な要因です。階段2カ所を設置ということなんですけれども、そちらのほうがウエートが690万円、ウエートが占めておりますけれども、当初この階段というものは必要とされていなかったのか。今回どのような形でこの階段が必要となったのか。その要因をお聞かせください。

○議長（星 喜美男君） 復興推進課長。

○復興推進課長（男澤知樹君） この階段、2カ所でございますが、当初の契約に入れていた理由ということでお答えをまずさせていただきます。本件につきましてはこの階段の下に河川の護岸が、2割5分といいますかあるわけでございますが、この河川の護岸につきましては階段状に設置をしております。河川の天端の高さはこの辺は約8.7メートルで、商店街の敷地が約10メートル以上ございます。震災前の志津川においてはこのエリアでかがり火祭りというお祭りといいますか、お盆に行われておりました。志津川のまちづくり協議会さんとか、あとはいろいろな方々からそういうものを震災後もできるような検討をお願いしたいという話がございました。宮城県においては川面まで下りられるような階段護岸といいますか、が今回設置する階段の下に設置をされてございます。その天端まで下りられる階段がなければその階段護岸まで下りられないわけでございますので、今回この商店街エリアの敷地から下りられるような階段を設置をしたというものでございます。

当初予算に入れていた理由でございますが、本件河川工事との期間の調整が必要でございまして、当初予算を、当初契約を昨年結んだ段階ではいつこの今回の階段が設置できるかという時期が不透明でございましたことから、変更対応とさせていただいたものでございます。この河川の階段護岸につきましては、5月20日に工事が完了しておりましたので今回変更ということにさせていただいております。よろしくお願いします。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） ただいまの説明でわかりましたけれども、川まで下りられる設計になっております。今この追加の分は今の高さのさんさん商店街から下りる、下りていく部分で

あって、そこから川に下りていくのは当初の予算で公園の中に含まれていますよね。その川の中に常時その階段が水の中に入っている状態だと、藻とか変化しますね、していきます。そうした場合、非常に危険なところが含まると思うんです。かがり火祭りとかは1年に1回使うわけなんですけれども、普段公園として使うのであれば夏場はいろいろな人がそこに川に足を入れたりということになろうかと思うんですけども、そうした場合、そういう整備管理、そういうものはどこでどのような管理されていくのか。要するに、海でも川でもそうなんですけれども、水に入ったり浮いたりしていると草が、細かい藻が生えてきて滑りやすい状態になるということです。そういうところの管理を徹底していくかないと万が一そこで事故が発生したり何かすると管理している町の責任になるのではなかろうかということが懸念されますので、そういうものは今後どのように考えていくのかお答えください。

○議長（星 喜美男君） 復興推進課長。

○復興推進課長（男澤知樹君） まず、八幡川の左岸側の河川堤防の階段護岸、そして河川の天端の管理につきましては、これは宮城県、気仙沼の土木事務所が管理されるものと理解しております。今回設置するということで提案しておりますこの階段の上部の部分につきまして、当然お子様連れの方々とかがこの付近を歩かれる。そして建物の裏と言えば裏に当たりますので、その安全対策については例えばガードパイプ、階段と階段の間にはフェンス、ガードパイプを設置をしたいと今回考えております。階段、2カ所ですけれども、約10メートル、10メートルございますので、そこにはチェーンなりをして、絶対入れないような状態ではないんですけども、一定の階段は危ないですよという注意喚起の表示なりはさせていただくと考えております。ただ、余りがちがちにやりますと河川までせっかくつくったものが使えないという部分もありますので、ここはなかなかそのバランスが難しいところなのかなと。いずれ、町としての管理範囲につきましては適正にしっかりと安全対策を施しながら管理してまいりたいと存じます。以上です。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） せっかく690万円かけて2カ所につくるわけですので、安心安全な方法を、その材質についても安全なものを使うように配慮していただきたいと思います。以上、終わります。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。（「なし」の声あり）

ないようありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第65号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（星 喜美男君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第3 議案第66号 業務委託変更契約の締結について

○議長（星 喜美男君） 日程第3、議案第66号業務委託変更契約の締結についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

[事務局朗読]

[朗読文省略]

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第66号業務委託変更契約の締結について、ご説明申し上げます。

本案は志津川地区において整備を進めている南三陸町震災復興祈念公園に係る業務委託変更契約の締結について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例に基づき議会の議決に付すものであります。

細部につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。復興推進課長。

○復興推進課長（男澤知樹君） それでは、細部説明をさせていただきます。

本議案は昨年12月、独立行政法人都市再生機構と契約を交わし工事を進めております震災復興祈念公園整備事業に係る業務委託に関し、所要の変更を行う必要が生じましたことから業務委託契約の変更につきまして議会の議決を賜りたいものでございます。

議案関係参考資料の17ページ、ごらんくださいませ。業務名、業務場所につきましては記載のとおりでございます。業務概要は今回提案しております変更の内容を含めました業務全体の概要について記載をしております。契約金額、今回の変更に当たりまして委託契約額を2億1,610万8,000円増額したいものでございます。業務の期間につきましては変更いたしておりません。

18ページをごらんください。主な変更概要であります。大きく3点ございます。まず、八幡川右岸側旧役場庁舎の東側の河川堤防の面に河川の天端から公園内に向けて階段を設置するというもの。2つ目が中橋から公園に向けて伸びる園路を整備するというもの。そして、3つ目が地中埋設物の撤去等の費用を増額するというものでございます。加えて、今回築山の園路のうち頂上付近の舗装構成を当初のアスファルト舗装から平板舗装、石張りです、これに変更するというものでございます。

最後に整備面積の増についてご説明申し上げます。これまで祈念公園の整備面積を6.1ヘクタールとしておりましたものを、今回0.2ヘクタール増加した6.3ヘクタールにということで、整備面積をふやしてございます。面積の増加する箇所は、ただいま説明いたしました中橋からの園路部や旧役場庁舎がありました場所の東側の階段設置部等があるあたり、八幡川の右岸沿いでございます。河川管理者であります宮城県等との協議が調いましたことから都市計画変更を経て今回面積を増とするものでございます。

19ページには仮契約書の写し、20ページには位置図、21ページには平面図を添付しております。以上で説明を終わります。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

3番及川幸子君。

○3番（及川幸子君） 3番です。これもかなりの2億円という膨大な金額の補正で、追加でございます。当初からのただいまの説明ですと階段の増設を含め築山の道路が最初の予定と変更なったというご説明でしたけれども、どのように違いがあるのか。最初の当初の計画と今度の改正するに当たってどの程度のその違いがあつて変更になったのか。その辺と、それからこの18ページの説明、参考資料なんですかけれども、今度のこの2億円の追加をするに当たつてもう少し18ページだけでは見えない部分がありますので、変更になった部分、このぐらいですということをお聞かせください。

○議長（星 喜美男君） 復興推進課長。

○復興推進課長（男澤知樹君） まず、一番最後にいただいたご質問についてなんですかけれども、18ページに記載した内容につきましては21ページ、ごらんいただければと思うんですけれども、21ページに今回の変更増となった位置につきまして、図面をつけてございます。大変わかりづらいというご指摘、恐縮でございます。21ページで言えば、舗装構成を変更しましたという部分、築山TP20で計画してございますが、このTP16.5の部分、ここは平場でございますが、これは高さの道ということで仮称ですが考えております。ここにつきまして当

初公園内からこの築山に向けて緩やかなスロープ、5%の勾配でアスファルトで頂上部までという計画をしておりましたが、この16.5のエリアから上につきましてはアスファルトではなく平板の舗装にしよう、石張りにしようという変更をいたしております。変更をしようということでございます。この費用につきましては、済みません、増額で約3,100万円というものでございます。あとは、八幡川の右岸側の大階段の部分につきましては、当初の我々の持っている計画でもありましたが、今回この階段部分を含めて都市計画、祈念公園のエリアに含めるということになりましたので、今回と。これまでこここの階段をつくろうという計画はあったんですけども、都市計画決定をまだされていなかった段階でしたので当初の金額には入れていなかった。ただ、当初からは計画はございました。この部分の増額が約3,800万円ということでございます。加えて、園路につきましてもあわせて3,800万円という増額です。

何がどう違うのかという部分のご質問でございましたが、当初と変わった、変更した部分といたしましては、前段申しましたが16.5以上の築山の舗装構成を変えた。それ以外につきましては基本的には考え方は変えておらないということでございます。

○議長（星 喜美男君） 6番今野雄紀君が着席しております。

及川幸子君。

○3番（及川幸子君） ただいまの説明でわかりましたけれども、築山の16.5メートルのところの平場、最初は舗装ということで今回は石を引いていく。石張りにしていくというその石張りにしなければならない、3,100万円かけて石張りにいかなければならぬというどのように舗装等3,100万円をかけて石張りにいかなければならなかつたのか。その理由とざつと計算すると階段の部分、園路増工が3,800万円、そして舗装構成の変更で7,000万円ですか。その2億円の中から引いていくとまだ残りがある思いがいたします。どこにそのあの残りの金額というのはどれにかかっているものなのかお知らせください。

○議長（星 喜美男君） 復興推進課長。

○復興推進課長（男澤知樹君） 今回の変更、2億何がしと今お話しidadいた7,000万円ぐらいの差の分でございますが、それは地中埋設物の撤去費用でございます。御存じのとおり、祈念公園エリアにつきましては住宅が震災前連たん、密集しておった地域でございます。あのエリアに公園を設けるに当たって、今高台の発生土をうずたかく積み上げて今それを公園ということで必死に区画整理エリア等に搬送しているという状況でございますが、仮置きをしている残土、発生土の下はブロック塀の残骸とかアスファルトの残骸とかさまざまな構造物が残っております。祈念公園を整備するに当たりまして、築山部分はT P 20なんですが、

防災対策庁舎とか旧庁舎周りはほぼほんとに盛らないという中で、あれにつきましてはそういった埋設物については撤去する必要があるということで、関係機関と協議調整をして今回復興交付金がようやくこの撤去費用等について認められたということで、この1億3,000万何がしという金額を計上いたしております。ただ、つけ加えて申せば、当然今仮置きされている状態でどのぐらいのボリュームがあるかというのは、正直掘ってみないとわからないという部分もございますので、この金額につきましては現在実施しております志津川地区の区画整理事業エリアの実績とか状況を勘案した概算の数字で1億3,000万円ということで計上させていただいております。以上です。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） わかりました。それで、今概算で出しているというお話ですけれども、これが終了したときには若干の整合性が持たれてプライマが出てくる可能性も考えておかなければならぬということですね。それと、ただいま言った平場の分の石、舗装から石になったというその過程、なぜ3,100万円もかけなければならないのかというところをお聞かせください。

○議長（星 喜美男君） 復興推進課長。

○復興推進課長（男澤知樹君） 濟みません。答弁、漏れました。16.5メートルというのは志津川地区を襲った津波の最大の高さと認識をしております。極論を言うと、アスファルトでも特段歩行には問題はないんです。ただ、我々はこの築山の頂部に海を臨めるこの頂部に、手を合わせるようなしつらえを考えております。そうしたことから、この16.5より上につきましては復興交付金について可能な範囲においてアスファルトではなく一定程度のそういった思いに応えられるようなしつらえというのはできないかどうか検討は続けておりました。結果として、今回結構な金額の増でございますが、お認めをいただきたいということで提案をさせていただいたものでございます。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。7番高橋兼次君。

○7番（高橋兼次君） おはようございます。1点、ちょっと確認といいますか前にも何か聞いたような気もするんですけども、記憶が途切れていますので。ここで全体の工事事業としてポンプ排水という事業もあるんですが、ポンプ排水だから恐らくたまたま水をかえるんだという認識はあるんですけども、何でこういうポンプ排水しなければならないような設計になったのか。この辺あたり、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 復興推進課長。

○復興推進課長（男澤知樹君） ご答弁申し上げます。ポンプ排水につきましては、祈念公園のエリア6.3ヘクタールでございますが、旧役場庁舎、旧防災対策庁舎も含みますが、その周りにつきましてはほぼ現地盤ということで計画をしております。ほぼ現地盤という面積が約6,900平方メートルということでございます。築山に向かって緩やかに現地盤、盛り立ててまいります。盛り立ててまいりました結果、どうしてもその0.69ヘクタールの部分につきましてはくぼ地になってしまふということがございますので、本件につきましては宮城県と協議をした結果、ポンプを設置する。もう少し言えば、マンホールポンプを設置しまして大雨とか冠水とかの際には八幡川の河川堤防に設置をする樋管に向けて強制的に排水をしようという計画でございます。

○議長（星 喜美男君） 高橋兼次君。

○7番（高橋兼次君） 大体わかったような気がするんですけども、最初から何と言いますかそのTPですか、地盤だ、いわゆる。地盤を川なり何なりに平ら、それより上げるというか高くする設計であれば別にポンプ使う必要ないんだろうと思うんです。でも、いろいろなその計画の中で恐らく高くすると予算のほうがかさばるのかと。ポンプのほうが安く上がるのかという解釈が成り立つんですが、余りポンプで大雨の際の対応とかというのは余りいいイメージがないんです。震災前にも役場周辺などは大雨降ると大騒ぎでポンプでかえていたもので、またこういうやり方するのかという疑問を抱いたと言いますか。できればこういう設計を最初から払しょくするべきだったのかとそう感じた次第です。

○議長（星 喜美男君） 復興推進課長。

○復興推進課長（男澤知樹君） まず、確かに議員おっしゃるとおり盛り土しまして八幡川の樋管とすり継ぐように盛り土をすればポンプは要らないというのは理屈でございます。ただ、防災対策庁舎周りにつきましては、防災対策庁舎につきましては、震災から20年間保存というのが既決事項と承知しております。そうしたときに、ポンプを設置しない高さまで盛るとどうなるんだ、どういう状態になるんだというシミュレーションも当然我々しておりますが、そうしますとどうしても1階の基礎の部分につきましてはまで盛らないとなかなかできないでしょうという中で、基本的には20年間はあの防災対策庁舎とか旧役場庁舎の周りにつきましては現地現状保存という方針が決定されておりますので、盛ることはなかなかできないという中で、宮城県さんにおいて復興工事をとっていただきましてそれを町に設置工事について町に委託をするとされるという中で今回、というものでございます。以上です。

○議長（星 喜美男君） 高橋兼次君。

○7番（高橋兼次君） これに関しては都計審の中でも出席していろいろと話はしてきましたので、これ以上は今ここで追及する何物もありませんが、余りいいイメージではないのかというのが印象です。終わります。

○議長（星 喜美男君） ほかに。11番菅原辰雄君。

○11番（菅原辰雄君） 私は若干確認の意味で。予算額に対して増額はかなり高額、これは今説明を聞いて納得いたしました。以前の7億円の予算承認の折にもいろいろトイレの位置とかいろいろ意見がありました。私もある意味そういう要望があるし、そういう考えがあるので、もしかしたらそのトイレの位置とかそれなどもいろいろ考えて対応してきたのか、そんなふうに考えておりました。予算としてはこれで最終だと思うので、あえてその辺を、その意見に対しての考え方、どういう思いで検討したのかしなかったのか。しなかったら理由を再度お願いします。そんな思いです。

○議長（星 喜美男君） 復興推進課長。

○復興推進課長（男澤知樹君） 21ページ、議案関係参考資料の21ページをごらんいただけますでしょうか。トイレの位置につきましては、この21ページの祈念公園の南側、未来の森というふうに、仮称ですが記載させていただいております。左上の部分に設置をしようと考えております。現在計画しておりますトイレはこの1カ所でございます。12月の議会でご議論いただいた内容について、当然再度の検討はさせていただきました。本公園の主要な施設につきましては築山、あとは未来の森、語り継ぎの広場の3つのゾーンがあります。イベントや式典等、また未来の森における市民参加の植樹等々の際に利用しやすい位置としてこの位置を考えました。駐車場付近にも必要ではないのかというご意見等もございました。最終管理者になります建設課とも協議をしたんですが、夜間に駐車場付近がたまり場になるということはちょっと懸念されるというのが一つ、そしてまだ工事発注してございませんが、中橋の上部工、これが上部が完成した後においては観光交流拠点のほうにも一定程度の公共のトイレ、使えるトイレ等もございますという中において、12月に説明したときと同様に公園のトイレについては現時点ではこの1カ所ということで計画をしてございます。以上でございます。

○議長（星 喜美男君） 菅原辰雄君。

○11番（菅原辰雄君） トイレの位置と言いましたけれども、祈りの広場、この辺ですよね。最初から話していたのは。この地図でいくとトイレの位置は私のみちょっと見つけられないのか。ちょっと確認がなかなか……。はいはい、ここね。だから、今つくらない理由を言いま

したけれども、でも、12月のときに同僚議員も女性の立場としていろいろな思いを述べておきました。私も予算案には賛成をして、でも、先ほど言いましたように、ただ、そういう変更もいろいろなことを考えたときよその観光施設とか、ここは観光ではないというそれは知っていますけれども、バスで来る、車で来て駐車してそういう考え方からしていろいろな施設、それらを参考にすれば駐車場付近にない。これはちょっと来た人に対してのサービスというかそういうことで若干違和感を感じます。その理由が中橋を通っていけるから、それはそれとして理解はします。

あと1点なんですが、夜間たまり場になる恐れがあるとかそういう考えを払拭していかなければ世の中いろいろな意味で何もことが進んでいかないと思うんです。悪いほうだけに捉えていったらそういうことで、今のうちならまだ考える余地もあるかと思うので、最終予算でこれ通つたらあとは後で言っても何もならないので、もうちょっとその辺だけ再考をお願いしたい。そういう思いですが、いかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 復興推進課長。

○復興推進課長（男澤知樹君） まず、私もいろいろ出かけていったりよそに行ったときに駐車場にトイレあるかと、私も探します。ないと不便だとうちのかみさんが言ったりもします。今回、祈念公園につきましては、基本復興交付金の一定程度の縛りのある中でできる限りのしつらえをということで設計、そして施工ということで進めさせていただいております。トイレをもう1カ所という思いは自分的にはわからなくはないんですが、現在計画予定している予算をオーバーフローする可能性がありますので、この時点で軽々につくることを前向きにとかまではなかなか言えないということはご理解いただきたいというのが一つ。

そして、祈念公園が完成した後には、その後において別の財源とかでトイレをつけることもできないのかといえば、そうではございませんので、祈念公園の工事ではここまで、ただ、いろいろな補助事業とかがございますので、そういう中で必要性が十分説明できる限りにおいて未来永劫できないというものではないのかなと思っておりますので、きょうのところは私の答弁はここを踏み越えられないということはご理解いただきたいと思います。以上です。

○議長（星 喜美男君） 町長、ありますか。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 珍しく菅原議員の思いと同じでございまして、私も実はそう思ってございます。どうしてもどこかに行ったときに駐車場下りれば当然のごとくそこにトイレがあるというのは大体の場所は、大型バスを乗り入れるところは大体そういうケースがほぼ多いわ

けでございますので、ここはちょっと調整もしなければいけませんので、そこは何とか前向きにこれは検討させていただきたい。担当課もいろいろ苦慮しているわけでございますので、これは私のほうからもいろいろその辺については検討させるように指示をさせたいと思います。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。4番小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） おはようございます。4番小野寺です。

私もアスファルトから石に変えたということなんですねけれども、今前議員が言ったように、議会でもいろいろお願ひして検討お願ひしたことが実現しないで、石張りに変えたということが突然出てきたように感じているんですけども、この話というのはどのような経路経緯で出てきたのかお伺いします。

それと、最初に聞くべきですけれども、アスファルトと石張りのした場合の金額の差は3,100万円なのか、実際はどの程度なのかお伺いしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 復興推進課長。

○復興推進課長（男澤知樹君） どのような経緯で変更されたのかということでございます。前議員の質問にも答弁したとおりでございますが、本件につきましては12月に当初ご説明をしたときはアスファルトということで考えておりました。その後、3月までに設計業務完了するまでの間に町においてこの16.5メートルより上の部分につきましては、通常の園路ではなく一定程度のしつらえが必要であろうという町内部における検討をさせていただいた結果としてこのような石張りへの変更ということで今回上げさせていただいたというものでございます。

○議長（星 喜美男君） 小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） 今町内部の検討というお話をしましたけれども、どのような会議というのかあったのかお伺いします。

それから、石にすることはいいことだと思います。経費がかかりますけれども、いまいち石、どういう石なのかイメージがありましたらお願ひします。

○議長（星 喜美男君） 復興推進課長。

○復興推進課長（男澤知樹君） 町内部と申しますのは当課、当時復興市街地整備課、そして企画課、あとは財政担当という中で話をしまして、例えばグレードダウンをするという内容ではないという中で、この変更につきまして、例えばこの変更のみを取り上げての説明とかいう部分については町として開催はしないと判断して、今回提案をさせていただいたというも

のであります。あと、石の仕上げなんですけれども、石、石といいますがいわゆる自然石でございまして、当然ピカピカの大理石のようなスリップしそうなものではなく、自然石を平面にうがつというんですか、そういう形で落ち着きのある風合いの自然石舗装といいますか石を並べていくということを考えております。以上です。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。2番佐藤正明君。

○2番（佐藤正明君） ちょっと私は詳細的な面を望む形でございますが、平面的には場所的にわかるんですけども、実質25%ぐらいの増額になっているものですから構造的な面の詳細を示していただきたい。あと、単純なる形ですが、築山つくる前には当然もとの場所の埋設物撤去するというのは当初からの考えはあるはずだったんですけども、今の段階で1億3,000万円もの予算をとるというのはちょっとおかしいですし、ただ増1億3,000万円となつていると何立方メートルでどういう処理をするのか、その辺のものを求めたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 復興推進課長。

○復興推進課長（男澤知樹君） まず、構造の部分でございます。大階段からご説明をさせていただきます。大階段につきましては八幡川右岸の河川の天端から公園に向けて延長が約13メートルで幅員を4メートルと設計しております。この13メートル、天端から13メートルの下につきましては、のり尻が防災対策庁舎にストレートにいきますと当たってしまいますので、ここに高さ4メートルの擁壁を設置をします。この擁壁につきましては中橋の工事で設置をする予定でございます。その擁壁の上から南側に向けて長さ約16メートルの公園に下りられるような階段を設置するというものでございます。のり勾配は河川なので2割5分となっております。

続いて園路の増工の部分でございますが、中橋からの園路の増工部分でございますが、これは中橋の橋のたもとから約100平方メートル部分につきまして今回アスファルト舗装でということで増工を考えております。

加えて、あとは埋設物の撤去、何で今なんですか、最初からという話についてお答えをします。私も当然12月に祈念公園の議案を上げたときに、この埋設物の撤去費についても当然にセット物で上げるべき内容であるとは承知をしておりました。ただ、ここで実はこの埋設物の撤去費用につきましては復興庁さんとのやりとりの中でどうしても全部とらなければならないんですかという部分の細部の詰めがどうしても12月の段階までに妥結をしていなかったというのがございます。今回、ほぼほぼ復興庁さんとのやりとり、要は残置してはだめなんですかと、とらなくていいのではないですかと、公共施設ではないですかということに対

して、法的にとらなければならないとか幾らとらなければならないのという結構細かいやりとりが、実はずっと年明けからありました。保健所とか関係機関等とも協議をしまして、何とかお認めをいただいて今回ということでございます。

それで、ただ、そうかといいまして祈念公園本体の工事の発注を、例えばこの時期まで待つことが果たして妥当なのかという選択の中で、がれき等の撤去費については協議をしながらも本体の部分について発注することが早期の完成に向けた選択としては妥当なんだろうという中でこのようなでこぼこという部分が生じたということでございます。

○議長（星 喜美男君） 佐藤正明君。

○2番（佐藤正明君） 構造的な面、一応伺ったんですけれども、これは図面化されてあるわけですね。図面は提示していただけますか。それをお願いしたいと思います。

それと、今埋設物、何立方メートル当たりで1億3,000万円とかというお話をした形ですが、とりあえず一式で1億3,000万円になっているものですからどういう数量でどういう処理をするのかということを伺ったと思うんですが、お願いします。

○議長（星 喜美男君） 復興推進課長。

○復興推進課長（男澤知樹君） 図面については後でご提示をさせていただきます。

埋設物の概算の量でございますが、申し上げますとコンクリートのがら、アスファルトのがらとかございますが、まずもってコンクリートにつきましては、済みません、想定ですけれども2,237立方メートル、アスファルトのがらにつきましては7,320平方メートルと想定をしております。がら等の破碎工が1,749平方メートル、それにがらの運搬処理、あとは仮設工、加えて本エリアにつきましては下水道エリアでございましたので既設の下水道につきましてはエアモルタル、モルタルを充填しようと考えております。これにつきましては上下水道事業所の資料等から約1,400メートルにつきましてモルタルを充填していこうという計画でございます。以上です。

○議長（星 喜美男君） ここで暫時休憩をいたします。

再開は11時10分といたします。

午前10時55分 休憩

---

午前11時18分 再開

○議長（星 喜美男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

佐藤正明君の質疑を続行いたします。復興推進課長。

○復興推進課長（男澤知樹君） 大変時間をとりまして申しわけございませんでした。

3枚図面をお配りさせていただきました。1枚目が築山を上から見た絵でございます。図面でございます。図面の下の部分に濃く階段、4方向の階段のうち一番下のほうから階段ございます。その上の部分ですか、網かけ、バッテンの網かけになっているエリアにつきまして今回アスファルト舗装から自然石ということで変更をさせていただきたいという図面でございます。

2枚目でございますが、これは旧役場庁舎付近の図面でございます。ご質問等ございました今回の増額箇所でございます。旧役場庁舎の付近の大階段から、そして旧役場庁舎第一庁舎に下りてくる部分の階段の図面、そして中橋から公園に来るアプローチの部分がその北側でございます。ちょっとお配りした図面に地盤の高さとか位置関係がわかりづらいということ、申しわけございませんでした。3ページ目でございます。

最後、3ページ目でございます。大階段の図面の断面図等をつけてございます。これで御説明をさせていただきます。

階段の上部の地盤高については約10メートルでございます。この10メートルの階段の勾配につきましては右側に記載をさせていただいて、一番右側でございます。先ほど2割5分といいましたが、角度にすれば約20度ぐらいということあります。石張りで、途中2カ所ステップを設けて防災対策庁舎とか旧庁舎の東側の擁壁の部分にタッチをする。そのTPが約4メートルでございます。それから、今の現地盤までまたこれも緩やかな階段でおりて来るというしつらえでございます。

あと、加えて一番大きな変更の要因でございますがれきの処理につきまして補足させていただきます。先ほど申しました数字につきましては、西側の区画整理事業の実績を基にした試算でございます。コンクリートを壊す量が約2,237立方メートル、アスファルトの撤去が約7,320平方メートル、そしてそれを小割りにする工事、量として1,749立方メートル、加えてここ下水エリアでございますが、その前に下水エリア指定される前には合併浄化槽等が設置されていたエリアでございます。そういう部分があるかどうか、あった場合にはこれも撤去をしようということで左岸側の実績から割り戻しましてそれにつきましても経費を計上させていただいている等々で、直工といたしまして直工ベースで約6,700万円で、これに諸経費等々を加えまして1億3,000何がしということで今回変更させていただきたいというものでございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（星 喜美男君） よろしいですか。佐藤正明君。

○2番（佐藤正明君） 議長、最後ですね。25%増額での変更だとそういう形で、いろいろ提示してもらったので、図面を提示もらったんですが、この中で石材が寄附になっておりますが、その内容をどこからどういうわけで寄附になっているか、その内容をひとつ伺いたいと思います。

それと、あと図面今いただいたばかりでございますけれども、当初からこういう図面を提示してもらえばよかったです、今後これぐらい大きい増額になりますので精々これぐらいは資料として提示していただきたいとそのように思います。

あと埋設物なんですが、6,700万円とそれに経費が加わると1億3,000万円、大体これはわかりました。ただ、これはある程度推定でしょうから、実績的な予算はまた後で変更になるとそういう形ですね。そして、例えばそこでコンクリートとかアスファルト破碎した分、それは搬出しないでこのエリアで使うのか、それとも仮設的な面でどこかに提供できるのか。どちらで現場で処理するのか、もしくは搬出するのか、その辺からだと思うんですけれども、どちらにしても場所で処理した場合には今さきにお話ししたとおりそこで使うのか、それともほかの仮設にも使えるのか、その辺をちょっと伺って終わりにしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 復興推進課長。

○復興推進課長（男澤知樹君） まず1点目の寄附、石材等でございます。本件につきましてはモニュメントとかいったたぐいのものにつきましては復興交付金がお認めいただけていない状況ということでございますので、寄附金なりを募る、あるいは現在町として頂戴いたしております寄附金等を充当して施工しようというものでございます。

がれき等の処理につきましては、議員ご指摘のとおり実績が出た段階で、当然最終的には精算というものであります。そして、アスファルトがらとかコンがらにつきましては仮設材として現地等々で使用できるものについては極力使用しようと。ただ、それを超えた部分につきましては基本的には処分場に搬送すると考えております。いずれ、法律の定めもございましてこれについては適正に処理をしてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。6番今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） おはようございます。今野です。

何点か伺いたいと思います。まず第1点目なんですけれども、階段についてなんですが、以前私説明会に行ったときにたしか設計した教授の方もみえていた説明会だと思ったんですけども、そのとき私聞いた限りでは階段は県でつけるというそういう説明だったような気がしたんですけども、これは私の勘違いというか認識違いだったのか伺いたいと思います。

そこで庁舎のたしか当初は正面に階段が図面出てたんですけども、私正面から外したほうがいいのではないかという質問した経緯がありまして、今回ほんの少しずれているんですけども、ちょうど今いただいた資料によると庁舎のちょうど左端のところと水平というか直線状に階段の端が来るみたいなんですが、このところをこのままの場所なのか。もう少し私としてはずらしたほうがいいのではないかとそういう思いがします。皆さん、例えばここに獻花台があってその脇をすらすら下りてくるというか行き来する場合に果たしていかがなものかと思う。そういったことがありますので、再検討できるのかどうか伺いたいと思います。

あともう1点、アスファルトを石に変えたということで手を合わせる場所を私今吟味したとそういうふうに先ほどの前議員等の質疑で感じていたわけなんすけれども、手を合わせる場所を吟味するのも大切なんでしょうけれども、私何に手を合わせるのか。これほどの補正を使うのでしたら吟味してほしかった。そういう思いがあります。このままで果たして観光墓地のようになってしまふ危険性もあると思います。そこで確認したいことがいっぱいあるんですけども、県から優秀な派遣の課長が来て今年度現在の課長に変わり確認というかしたいことが2点ほどあります。そこで築山の上の名簿なんですけれども、これについては見直すことができるのかどうか、1点。あと、公園の名前も以前の課長ですと祈念の祈は祈るだということでしたが、私いろいろな方に聞いても記念日の記がいいのではないかとそういう意見が結構多いものですから、そこの見解について伺いたいと思います。あと、もう1点、これ関連になるかもしれませんけれども、この図面の当初より大分公園の面積が減ったということなんですが、隣接する土地に対してどのような利用計画というか聞くところによると、奥尻あたりでは公園とそうでない土地の部分がはっきりわかるぐらい使用前使用後みたいな感じでなっているということも聞きます。そこでそういったことがならないような対策というかどのように今のところ考えているのか伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） では、私のほうから3点ほど答えさせていただきますが、まず芳名簿の関係なんですが、以前広島の平和公園等見に行ったときにこういうやり方がいいのかもしれないということで計画をずっと考えてまいりまして、まだまだ、例えば石に犠牲になつた方の名前を彫るという部分についてはいろいろな配慮も必要だろうということから、そういう形でおさめようということで進めております。それからキネンの2つの文字です。これは昨年あたりからも議論をしておりますけれども、基本的には現在の祈るという字を使っていく方向で考えております。それから奥尻の事例で祈念公園にまばらな土地があって、一体

的に整備されているところとそうでないところがあるというのは当町でも、要は移転元地の関係で個人の土地がどうしてもその中にある部分については適切に管理がなされていないのではないかと、直接奥尻のほうに聞いたわけではないのですが、きっとそういう権利の関係があるんだろうと思っております。当町の場合は6.3ヘクタール、町が管理をするということで草だらけになるというエリアは出てこないだろうと思っております。

○議長（星 喜美男君） 復興推進課長。

○復興推進課長（男澤知樹君） 何点かお答えをさせていただきます。この旧役場庁舎前の大階段につきましては、前に県でかけるという話だったのではないかというご質問でございますが、当初からこれにつきましては県が管理する河川用地を町が占用する形で工事をさせていただいて、それを10年更新になるんですか、占用の許可をいただいて町が管理をするという方針でございます。あと、この階段の位置でございますが、これにつきましては議員前にたしか都市計画審議会においてをいただいたときの資料は、確かにそのときにお配りした資料は若干正面側に絵が描かれておったということは私も認識をしております。ただ、そのときに設計作成した担当に対してこれは位置が違うのではないか、もう少しこれは南ではないのかということで確認もして、済みませんという話もございましたので、当初から議員がご指摘されたのですらしたというわけではございませんで、当初から今の位置にということで計画をさせていただいておりました。この位置について、何でこの位置なのかという部分でございますが、例えば真正面に、防災対策庁舎の真正面にということになりますと、例えばそこで大階段を下りたところで立ちどまられている方々とかがいることも想定されましたことから位置を振ったほうがいいだろうということで想定をさせていただきました。何に手を合わせるのかという部分でございますが、TP20の頂部から当然この祈念公園の設計思想といったしましては頂部に手を合わせるためのしつらえをいたしまして、そこから海を見ながら震災で犠牲になられました方々の御靈に思いをという考え方でございます。

周辺の土地利用につきましては、祈念公園の北側と南側につきましては祈念公園エリアではございませんので、ここについては町有地、そして民地が混在するエリアになります。ここにつきましては町といたしましては具体までまだ詰め切ってはいないんですが、景観に配慮した、例えば景観、ヒマワリとかそういった花卉とか町有地についてはとかを含めて都市化はしない。左岸のような都市化はしないんだけれども、一定程度景観に配慮した使い方ができいかということで自然的な土地利用というのを現在その方向で検討しようと考えております。以上です。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 順番逆なりますけれども、課長のほうの答弁に対してもう一度伺いたいと思います。何に手を合わせるのかということで答弁ありましたけれども、犠牲になられた方ということなんですが、そこで私一番大切にというかしてほしいことは誰がというか誰のためというんですか。犠牲になられた方の、例えばそれも全国から応援をいただいてあれしているわけなんですけれども、本当に地元で犠牲になった親族というかそういった方たちへの配慮というんですか、そういうものが私は若干というかその部分が余りはっきり見えないので今回このようなことを聞いているわけなんですけれども、誰のため、町に住んでいる人たちのためなのか。もしくはこの町を訪ねてきた人たちが手を合わせる。そういう人たちのためでもあるんでしょうけれども、その比重というか割合が何か私個人的に思っても大分その部分がずれているのではないかと思いまして、今後どのようにするのか。

あと、町有地と民有地なんですけれども、景観に配慮ということなんですが、私今のうちから草刈り隊みたいなものを何らかの形で結成していく必要があるのではないかと思います、その点に関して伺いたいと思います。

あと、企画課長のほうの答弁について再度伺いたいと思います。名簿の安置なんですけれども、広島のほうにも行って参考にしたという答弁ありました。私はもうちょっと足を延ばして沖縄まで行ってほしかったと思います。犠牲になられた災害の、災害というか種類は違いますけれども、例えばつい先日沖縄の元知事が亡くなられました。沖縄の歴史の重さを多くの人がみじめに死んだのを見てきた命を落とした一人一人の重さを学者として政治家として引き受けようとしてきた生涯だった。知事時代の仕事として多分皆さんも御存じでしょうけれども、平和の礎の建立があります。石板に県民や兵士ら24万人余りの名前が刻まれているそういったことで二度と災害、戦争、惨事を起こさせないというそういう思いが元の知事から私は深く感銘を受けました。それとまねるわけではないんですけども、名簿をモニュメントの中に安置する、それも一つの方法でしょうけれども、私は今個人情報云々の時代、手を合わせる場所としてそれにふさわしいようなモニュメントをする必要があると思います。名前も祈念ではなく私は本当にこの二度と災害を起こさないというそういう思いの記念にしていただきたいと思いますが、再度伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 復興推進課長。

○復興推進課長（男澤知樹君） まず、済みません、順番がおかしくなるかどうか。草刈り隊という話がございました。祈念公園につきましては都市公園ということで結構のり面とか緑地

が多うございますので、これは当然公園の管理者、町になりますので、町としてしっかりと維持管理はしていかなければならない。そして、その公園の北側と南側にも町有地数ヘクタールございます。これにつきまして草刈り隊等々というご提案がございましたが、当然町有地でございますので一定程度景観等に配慮した景観作物等を植えたりとしても町有地として遊休地が残る可能性もあります。そういう部分につきましては町としてしっかりと公園にあわせて維持管理をさせていただきたいと思っております。

あと、誰のためという部分がございましたが、本公園の設計思想をかいつまんで申せば、追悼、継承、感謝、そして未来を想像する協働の場というテーマを掲げて整備をし管理をしていこうというものです。こうした中には当然亡くなられた方々、行方不明の方々のご遺族の思いも当然我々心に刻みながら整備をしてまいりますので、議員がそういった部分への一定の配慮についてさらにというご指摘と受けとめまして整備を進めてまいりたいと考えております。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） 復興課長の答弁と多少ダブりますけれども、石に名前を刻むという方法もあれば、書類にしてしっかりとおさめるというさまざまな方法があるかと思います。天災、人災、それぞれの地域で形態は違うのですが、思いはやはり同じなんだろうと。当町の公園の場合にはそういう津波で二度と町民、あるいは来町、そこにいる人の命を失いたくないという思いからこの公園をつくるということでございますので、それは町内の人も町外から来る人もそれぞれがそれぞれの思いでここにいらっしゃるということだと思います。800余名というお一人お一人からいろいろなご意見を聞き、また合意を取りつけた上でのそういう工事になるんだろうと思います。よって、町としては書類をおさめるという形がまずは一番理解が得られる方法だろうということで選択をした次第であります。

祈念の文字のことにつきましては、最終決定まで町としてもいろいろな角度から考えていますけれども、現時点ではこの祈るという方向で考えていくという方針には変わりございません。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 今課長より答弁あったんですけれども、いろいろ追悼その他の思いというのがあったんですけども、私今課長の答弁で抜けていたのは鎮魂、そういう想いだと思います。私が再三こういったことを申しているのも私自身言うのも恥ずかしいんですけども、どう見てもこの800余名が亡くなった方たちの親族その他の方たちの鎮魂というそういう

う思いが私はこの公園から余り見えてこないような気がします。ですから、せっかく10億円近くかけてつくる公園をもう少し町の遺族親族たちのためといったらおかしいんですけれども、そういう方たちの思いももう少し実現させるような公園にしていっていただきたいと思います。そこで、最後伺いたいんですけども、前議員の質問の中でモニュメント等石材は復興の交付金では使えないで寄附及び一般財源でつくるということでした。そこで伺いたいのは出馬表明した町長死んでほしいというわけではないんですけども、私は第二の元知事のようにそういった町長になっていただきたいと思います。そのために公園にはそれなりの平和の礎ではなく安心もしくは安全の礎をつくっていただきたいと思います。そこで一般財源なので私再三祈る場所としては志津川地区歌津地区戸倉地区にも町長それなりの構想があると聞きましたけれども、その点に関してまだこういったことは最終決定ではないということなので伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） 公園の基本構想を町民にご説明を申し上げる際に、今今野議員がおっしゃるように、追悼あるいは鎮魂とそういうあらゆる思いを込めて計画づくりをしてまいりましたつもりでございます。その基本理念は今も変わらず、実現までそういう思いを込めて工事を進めていくというところでございます。

それから記念碑に使う石の関係でございますけれども、かねてからある団体様が南三陸町がそういう石を建てられるような基盤整備が進んで、そういう状況になれば何らかのお手伝いをさせていただきたいというお申し入れを頂戴しておりましたので、今回この祈念公園の中にそのような石を頂戴し、つくっていきたいというところでございます。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） この祈念公園に関してはこれまで再三今野議員、いろいろ思いを吐露していただいて我々もそういう今野議員の思いについては受けとめているつもりでございますが、ある意味、この公園をつくるに至りましたここ数年、まち協の皆さん、町民の皆さん方にお示しをしていただいて、させていただいて、そこの中で皆さん方のご意見をいただきながら修正できるものは修正しながらここまでやってまいりました。ここはひとつ今野議員にお願いしたいのは、これまで数年、今野議員、この問題についていろいろ思いを、思いをというある意味大変失礼な言い方になりますが、漠然としたお話しかしてございません。これまで、もしそういう思いがあるのでしたら具体にこういう形とかこういう格好にすればいいのではないかという具体的なご提案というのは1回もない。ですから、そういった具体的な

話をある意味これまでも言っていただければ我々としてもそういった取り入れるということについては、取り入れることは可能だったと思いますが、ここ何年もたってもいずれ今野議員のお話ししていることはずっと832名の方々の思いが受け入れられない、私はそう感じられない。感じられない、感じられないの一点張りのご質問でございますので、それに我々がどう答えるんですかというお話にどうしてもなってしまうんです。ですから、ある意味今野議員がこういう形にすれば皆さんのが遂げられるよということが具体的な提案をお出しをいただくということが私は一番大事だったのでないかと思います。もう工事が発注をして、そして今これから工事が現在に動いてきたという状況の中で、まだ従来と同じように思いが感じられない、思いが感じられないということだけでは事業は全く前に進みませんので、そこはひとつご理解をいただきたいと思ってございます。

それから戸倉地区、それから歌津地区のモニュメントについては、ご承知のようにまだ事業が、復興事業がまだ途上でございます。つくるということについての考え方については、町としては一切何も考え方は変わっていないということだけはお伝えをさせていただきたい。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 今回の追加変更ということで、説明を聞きますと半数以上がアスファルト、コンクリートのがらの撤去費用だと説明をお聞きしますと、当初からこの撤去の予定はしておったんですが、なかなか復興庁との折り合いがあわずに今まで伸びてきたということでおわかったわけであります。前者、同僚議員のいろいろな質問でいろいろな説明がなされたんですが、まずポンプ排水なんですが、どれだけの雨で何時間ぐらい降った際にどれぐらいの水量といいますか雨量というか、排水にポンプの稼働といいますか、出てくるのかと。震災前のあの辺、常に水浸しで通行止めやらあるいは立ち入り禁止やらでいろいろな問題が起きてきたわけです。その懲りないでまた新しい町をつくるに当たってまたポンプアップしなければならないような設計を組まれたということが大きな問題ではないのかと思っていたんです。その内容を聞いたたら、防災庁舎を残したためにそうせざるを得ないというお話をしたので、これは大きな汚点なのかといまさらながら思っておりますけれども、どれぐらいの面積にどれぐらいの水がたまって、どれぐらい通行止めなるのか、立ち入り禁止になるのか想定されているのかどうか。

それからもう一つは、石の寄附ということで復興交付金に対象外のものについては寄附金を使うというお話でしたけれども、今までの総体的に幾らの寄附金が集まって寄附されて、どこに幾らぐらい使って、今現在幾ら残っているのかです。昨今の中でさっぱりそういった話

が出てきませんので、総体で幾ら集まって、これまで。どこに何を幾らぐらい使って、現在これぐらい残っているというのがあればお知らせいただきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 復興推進課長。

○復興推進課長（男澤知樹君） まず、1点目についてお答えをさせていただきます。排水ポンプの集水エリアは先ほどもご答弁申し上げましたが、防災対策庁舎とか、あと旧役場庁舎の周辺0.69ヘクタールを想定しております。排水ポンプの規格、能力でございますが、200ボルトのポンプ、7.5キロワット2基を設置をいたします。私も承知していますが、大雨が降るたびにあの周りが冠水して土のうを運んだりということは私も経験しております。私も当然ここは当然危惧しております、どのぐらいの大雨までであれば処理できるんだという部分については当然確認をさせていただいております。本件ポンプにつきましては、時間雨量42ミリメートル、日雨量127ミリメートル程度、いわゆる5年確率というものでございますが、5年に1度想定される大雨に対応するというポンプでございます。要は、この時間42ミリメートルまで、時間42ミリメートルといったら結構物すごいんですけども、までであればこの0.69ヘクタールについてはたまらないという設計でございます。ただ、それ以上の、例えば甚大な被害を受けるような大雨等が降った場合においては、これを超える場合は計算設計上は湛水をするというものでございます。ただ、この5年確率が非常に過小なのかというとそうではないという認識は持っております。

これでポンプでそういう場合、くみ上げて八幡川の河川堤防に設置をする樋管に排水をしていくわけでございますが、当然この樋管の完成とポンプの稼働時期については当然に検討しなければならないんですが、仮にポンプのほうが先に完成したという場合においては強制的な排水をさせていただくことになるんだろうと思っております。1点目は以上でございます。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） 寄附金の関係でございますが、28年度末で受領した寄附の総額が切りのいい数字で申し上げます。7億3,000万円でございます。使用額になりますが、4億5,00万円。差し引きまして約2億8,000万円が現在の残高となってございます。

主な使用でございますけれども、発災直後から消防防災関係等、あるいは消防団の制服等がなかったというところで使ってございましたし、あと、ほとんどが復興関係というところ、それから保育所等々の教育子育て施設に執行をしているという状況でございます。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。（「なし」の声あり）

ないようありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第66号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（星 喜美男君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで、昼食のための休憩といたします。再開は1時10分といたします。

午前1時58分 休憩

---

午後 1時09分 再開

○議長（星 喜美男君） おそろいですので、休憩前に引き続き会議を開きます。

町民税務課長の退席を許可しております。なお、町民税務課長にかわって課長補佐兼戸籍住民係長が着席しております。

---

#### 日程第4 議案第67号 財産の取得について

○議長（星 喜美男君） 日程第4、議案第67号財産の取得についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

[事務局朗読]

[朗読文省略]

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第67号財産の取得についてご説明申し上げます。

本案は東日本大震災により被災した農家の経営再建を支援するための復興交付金事業を活用した農業機械等の取得について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例に基づき議会の議決に付すものであります。

細部につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。農林水産課長。

○農林水産課長（及川 明君） それでは議案第67号の財産の取得についての細部説明をさせていただきます。

議案書20ページでございますが、本議案につきましては、圃場整備を進めております廻館地区にかかる水稻収穫用農業機械等の購入でございます。契約の金額につきましては1,216万6,200円で、株式会社本吉クボタを相手方として契約をするものでございます。

21ページをお開き願います。購入する機械の内訳を示したものですが、コンバインを中心といたしました水稻収穫関連機械等全部で7台となってございます。

次に、議案関係参考資料の22ページをごらんいただきたいと思います。入札の執行状況を記載してございます。入札の方法につきましては制限つき一般競争入札で、6月2日に執行をいたしております。参加事業者につきましては株式会社本吉クボタ、南三陸農業協同組合の2者でございます。結果については記載のとおりでございます。一番下に記載しておりますが、納品の期限につきましては29年8月31日ということで、収穫作業前の納品期限としてございます。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 制限つき一般競争入札ということで、2者の方が参加された。最低額、最高額、非常に微妙な金額がありました。予定価格が1,600万円という、この積算といいますか基礎となるものはどのメーカーのものでこの金額を打ち出したのか。それから最低価格設けたと思うんですが、ちなみに幾らの金額で最低価格を設定したのかです。その辺のところ。

○議長（星 喜美男君） 農林水産課長。

○農林水産課長（及川 明君） 予定価格につきましては、積算の基礎となる金額につきましては1,800万円の予算額で今回執行してございます。最低制限価格につきましては、設定をしておりません。

失礼いたしました。予算の根拠の時点から定価の90%で予算設定をいたしております。

○議長（星 喜美男君） よろしいですか。（「予定価格の基準が。予定価格が予算額の90%ということでお出ししたこと。それとも、要するに1,650万円の基礎となるものはどこでどのメーカーでどういうふうにして調べたのかということ、1,650万円の」の声あり）

農林水産課長。

○農林水産課長（及川 明君） どこのメーカーということではなく、規格そのものに応じた平均的なメーカーの平均の90%程度で予算額を設定した。予定価格の設定は、この額を見ますとほぼ最初の予算額と同等の価格で設定をされているという状況でございます。

○議長（星 喜美男君） よろしいですか。ほかにございますか。3番及川幸子君。

○3番（及川幸子君） 3番です。私からはこのコンバインその他米の、米をつくるためのコンバインその他一連の備品になると思うんですけども、15町歩、あそこの廻館の地区は15町歩の基盤整備をやっておりました。そこでハウスも7,000幾らのハウスもつくりました。そして今度は1億2,000万円、1,650万円だったのが、済みません、1,200万円、200万円で機械導入ということなんすけれども、これはお米のほうなんすけれども、あそこの地区は葉物もつくるというお話を聞いております。園芸栽培です。そうしたとき、道の駅がそういう物販するところでないということで私も最初は近くにあるからその道の駅に出荷することができて大分いいのかと思いましたけれども、いかんせんその道の駅は物販するところではないということになりました。そうすると、この生産、生産者の人たちはそういうものを売り出しているときJAさんを通じると思うんですけども、JAさんに任せただけでいいのか。指導として町のそれだけのお金を投入してやってもらうからもっとほかに販路の協力といいますか、例えばあしたにウジエさんが来たりする。そうするとそこに提供するとかそういうものの確約のさ、農協さんが入るとは思うんですけども、見込みとしてそういうことも指導する立場として話し合いなさっているのかどうか。その辺をお伺いいたします。

○議長（星 喜美男君） 農林水産課長。

○農林水産課長（及川 明君） お見込みのとおり、ここで生産する部分、約全体で15ヘクタールぐらいございますが、水稻が大体9ヘクタール、そのほかはキャベツ、ネギ、ホウレンソウといった園芸野菜が中心となりますが、販路についても今のところは農協さんを通じた販路という形になっていますが、直接ウジエさんの直販コーナーなり野菜の売り場であるとか、そういったものについてはいろいろなウジエさん側のルートもあると思いますので、一概に私どものほうで言えませんけれども、可能な限り町内産を使っていただければなおありがたいんですが、売る側のほうの要求に対するまとまった数量が確保できるかどうかという部分も町といいますか農協さんとしても恐らく一つの課題であろうと思いますので、その辺は売り込みも含めて営農組合や農協さんとそういった積極的な対応について相談はしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） 去年の冬でしたか、畑一面に面積については私も素人だからこのぐらいの面積とは言えないんですけども、畑一面に去年の冬にキャベツが植えてありますて、それが寒さで全部だめになりました。そういうところも見てますので、これ全額国費、復興

事業ですから100%補助でやっているとは思いますけれども、それにしてもかなりの復興予算を使ってやっていますので、その辺も今後農家の人たちとよくJAさん、横の連絡を取りまして販路のほうもうまく回るようなそういう農家の手助けというのもやっていただきたいと思います。何しろ、そうですね。トータルするとまだ私の頭の中では計算できていませんけれども、いろいろここには復興予算が書かれております。そういうところを十分配慮して、今後とも指導方、お願ひいたします。以上、終わります。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。10番山内昇一君。

○10番（山内昇一君） 私も1点ほどお伺いしたいと思います。廻館地区は圃場整備した中でも一番立派にできたかなと思っているところでございますが、今回もオクトパスのアート水田というかそういったことで積極的に農業振興には随分頑張っている地区だと思います。そういった中で、今回このような事業を取り入れさらに事業形態を強くするということはいいことなんですが、この機械のメニューを見ますと67馬力ほどのコンバインということでかなり大型の機械を導入するということのようなんですが、むしろ2台のほうが、小型の2台のほうが仕事は効率がいいのかなと思います。それはいいとして、このコンバインのほかの機械のメニューを見ますと、テッダーとかレーキとかそれからラッピングマシンというのは米の乾燥、米の収穫よりもわらの処理の機械です。そういった中で乾燥機などはどうなっているのか。もみの乾燥器のほうが主力ではないかと思います。その辺、どうなっているんですか。それから、あと、これだけの機械ですと農機具の収納庫といいますかそういったものもあれば長期にメンテナンスもかかりないような気がするんですが。

○議長（星 喜美男君） 農林水産課長。

○農林水産課長（及川 明君） 今回の導入する機械、コンバイン以外の部分といいますかレーキとかテッタについてはまさに稻わらとかそういったものの活用に向けた機械でございまして、ただ、今年度につきましては水利の関係上、どうしても主力米の栽培になかなか間に合う状態でなかったということで経営安定対策でも戦略作物として助成のあるホールクロップサイレージを栽培が中心になっていています。そういった関係もありまして、テッタ、レーキ、そういったラッピングマシンも含めて畜産農家への供給を考えて今回の導入に至っています。いずれは水稻中心になったといったとしても、稻わらについてもそういった形でこの機械を活用して畜産農家への供給を図るという計画になってございます。

それと、米の乾燥調整施設につきましては今年度予算で計上をしておりまして、これから発注という形になります。年度内の完成を目指しますが、今年度については先ほど申し上げま

したとおりホールクロップサイレージが中心的ということで、来年度産の米の収穫にあわせる形で年度中に整備をするという計画になってございます。収納庫につきましては、機械の格納庫、既に発注済みでございまして、報告案件でもございましたが、繰越明許で送られておりまして、今月いっぱい完成になる予定でございます。

○議長（星 喜美男君） 山内昇一君。

○10番（山内昇一君） 課長のお話を聞いて納得しました。そういった一連の機械がないとどの部分の農機が欠けてもなかなか農作業というのはスムーズにいかないものですから、こういった主力になるものを先に入れて、もみの調整とかそういうわゆるもみすり、そういうシステムの機械も一緒に導入するということで一連の作業がスムーズにいくようなそういう配慮も必要かと思います。恐らく中瀬町地区の方は当然そういうことを望んでいると思いますし、またさらに必要だということは私個人としても思いますので、ぜひその辺も町のほうからも指導方々そういったことで主力になる機械は必要なんですから、導入のほうに積極的に進めるような形でやるべきだと思います。よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 農林水産課長。

○農林水産課長（及川 明君） 回館地区の機械につきましては、前年度も購入をいたしておりまして今回が機械としては最終の案件になります。回館地区そのものの関連の施設整備につきましても、先ほどご質問のありました乾燥調整施設の整備で一連の整備については終了するという状況でございます。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。（「なし」の声あり）

ないようありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第67号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第5 議案第68号 町道路線の廃止について

日程第6 議案第69号 町道路線の認定について

○議長（星 喜美男君） 日程第5、議案第68号町道路線の廃止について、日程第6、議案第69

号町道路線の認定について。

お諮りいたします。以上、本2案は関連がありますので一括議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（星 喜美男君） 異議なしと認めます。よって、本2案は一括議題とすることに決定いたしました。なお、討論・採決は1案ごとに行います。

職員に本2案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

[事務局朗読]

[朗読文省略]

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま一括上程されました議案第68号町道路線の廃止について並びに議案第69号町道路線の認定についてご説明申し上げます。

本2案は町内の道路網の整理に当たり、一旦全ての路線について廃止し、住民生活に必要な路線について新たに町道路線として認定したく、道路法第10条第1項並びに同法第8条第2項の規定に基づき議会の議決に付すものであります。

細部につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） それでは、細部説明をさせていただきます。

現在、町の町道台帳整備をしておりますけれども、これにつきましては昭和60年代に整備されたものでございます。その後、毎年補正を繰り返しそれぞれ適正な管理を行ってきたところでございますが、御存じのように、震災以降新たな事業の発生、それから新たな町道の認定を行つてまいりました。この中で既に代替路線ができる町道として管理する必要がなくなったものについても町道としてそのままとどめておりました。このため、平成26年に町内の道路網整備についての検討を行つたところでございます。それにあわせまして、今回既存の路線を一旦廃止をし、そして今後町が町道として管理すべきものを改めて認定をかけるという手順になります。本来であれば1路線ずつご審議をいただくところでございますが、廃止するもの、それから起終点の変更するもの、統合するものとさまざまな形態が考えられます。よって、大変恐縮でございますが一括で上程をさせていただいてございます。

議案書の2冊のうちの1冊、23ページから80ページまで、それぞれ今回廃止する路線を掲載

をさせてもらっております。路線数が575路線、延長が31万5,819メートルになります。これが今回廃止をするものでございます。

それから、一方、議案第69号で新たな認定をさせていただきたいと考えてございます。議案書の2冊のうちの2、ページ数は1ページになります。具体的な路線につきましては2ページから47ページまで記載をしてございます。路線数が500路線、延長が25万6,235メートルでございます。既存の路線数と比較いたしますと75路線の減でございます。延長にいたしまして5万9,584メートル、約60キロメートルの減となってございます。議員の皆様には新しく認定する部分の位置図をお配りしておりますので、それぞれを見込みながらご審議いただければと思います。よろしくお願ひいたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑は一括して行います。3番及川幸子君。

○3番（及川幸子君） かなり膨大な500路線などと言われてここにこの図面が出ていますけれども、今ここでこれ全部把握ということも至難の業でございます。ただ一つお伺いしますけれども、そのうちの75路線が廃止ということなんですけれども、その廃止した路線は今後の管理について赤線になるのか。どういう管理形態になるのか。その辺をお聞かせください。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 一般質問でもご回答したとおり、道路法の認定が外れるということになりますので、そこは自動的に法定外公共物という扱いになります。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） 法定外公共物という赤線ではなく法定外公共物になるという今のご説明なんですけれども、その管理というものはどちらでどのようにして今後やっていくのか。例えば一つ例を挙げますと、そこで廃止にした路線で万が一例えばバイクで行って事故に遭ったとかそういうこともなきにしもあらずですけれども、そういった場合の責任というものはどのようにになってくるのかお聞かせください。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 法定外公共物イコール道路の場合は公式の場なので赤線という言葉がいいかどうかわかりませんけれども、いわゆる一般に言われている赤線という扱いになります。今回一般質問の中でも申し上げましたとおり、維持管理についてもかなり膨大な経費がこれからかかっていくということで、その点についても選択と集中が必要であるということで町長のほうからお答えを申し上げています。そういう意味も込めまして、今回路線数の

見直しを行ったということはご理解をいただければと考えてございます。

基本的に、今回おろしたといいますか廃道にした部分については既存の、58ページ2の1冊の54ページから58ページを見ていただくとよくわかるんですが、幅員が極端に狭い、極端に言えば50センチメートルの町道とか、幅員が80センチメートルの町道とかがございます。一般的にそこを車両が通るのは基本的にあり得ないだろう。果たしてそれを町が町道として管理する意味があるかどうか。まさに歩道でございますので、そういうところを重点的に見直しをさせていただいた。それから既に町道としての体をなしていないものもございました。ご心配のように、車が通って事故ったらどうするかという質問でございますが、基本的に車が通れる幅員がないということが考えられますので、自転車も通れるような道路ではございませんので、管理が悪いのかそれともいずれ新しい代替路線が既にできている。同じような隣接する場所に同じ目的を持った道路が2本ございます、簡単に言うと。一方は舗装して一定の幅員がある、一方は未舗装でいわゆる山道である。そう考えますと山の手入れとかそういうところに歩いていく方はいらっしゃるけれども、車でそこを盛んに通るということは多分ないだろうという判断をさせていただいています。事故があったらどうなるという話については、所有者は町であるし一定の管理もございますので、そこは町が全然責任が一切ないということではないと思っています。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） 今ここで500路線を覚えろと言っても見ろと言ってもとても先ほども言いましたけれども至難の業です。そこで、これをこのどこどこと言っても我々はわからないんですよ。新しい路線はこれにあるから見てくださいと言うんですけども、これだけの路線を今このぐらいおろしますといつても大変な番号、どのように見ればいいのかと思いますけれども、せめて廃止路線はここですという新しいのはこれでわかるんですけども、わかる方法というものはないでしょうか。説明のもう少し具体的な説明をしてもらいたいと思いますけれどもいかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 書類となりますと今お配りした図面とほぼ似たようなものしかないので、一番よろしいのは現地を見ていただくのが多分私には一番わかりやすいんだろうと。全部とは申しませんが、代表的なところ、それが多分一番イメージがわきやすいんだろうと思っています。古い網図もございますのでそれをお配りする、できないことはないんですが、ただ、それで余りにも小さくて同じ、それよりも小さいものしかないものですから、

それではつきりご理解いただけるかどうか大変、私は疑問がありますので、一番よろしいのが1路線どこか見ていただくのが私は一番いいかと思っています。代表的な例を挙げますと、こここの近くで国道のところに調整池がございますよね。あの中にどこかが町道になっています、極端に言うと。池の中のどこかが。なっています。そういうところを今回外したということです、具体なことを申し上げますと。それと、志津川中学校の校庭の一部が町道になっています。台帳上でございますけれども。そういうところを外しております。それと、入谷地区ですと畠縦できまざまな道路が整備をされてございます。しかしながら、それが町道台帳に反映されていない部分がございます。実際、町民の皆さん方が通行をしているんですが通行しているところは法定外公共物で、通行していないところが町道認定されているという違いがございました。それを全て見直しさせていただいた結果が75路線の減という形になってあらわれております。

○議長（星 喜美男君） 15番山内孝樹君。

○15番（山内孝樹君） 町道の廃止線ということで、今前者がお伺いしていた点につきまして課長のお答えでありますが、例えば25ページにある以前にも1点この復興にかねてお伺いした路線なんですが、路線の29番、港舟沢線というのはオモイザカのところですよね。あの線ですね。そうですね。廃止線にほとんど全く町道とは言いがたい町道として今まで残されてきたわけですけれども、今後これは廃止線となるわけですね。ならないんですか。そうすると、以前にもお伺いしましたが、生活路線とは到底言えない町道なんですが、今後この路線の整備等の考え方どのように進めいかれるのか、改めてお伺いしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 具体の路線が出ましたので、25ページの29番の路線につきましては起終点の形がしっかりとしている。狭いのが多分50メートルほど、中間地点の50メートルほどだと理解はしているんですが、いずれ前後については通り抜けはちょっと厳しいですけれども、前後は農地等もありまして最近人家も建てられるということもありますので、そこはしっかり町道として管理すべきものだと考えてございます。ご指摘の部分については、すぐにどうこうというのはなかなか難しいんですが、距離が短いということと通り抜けができる、バイパス路線になるという利点がございますので、そこはいずれ整備といいますかそういう路線に上がってしていくものだろうと考えております。なかなかここでいつどうこうと言える状態ではないので、そこは控えさせていただきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 山内孝樹君。

○15番（山内孝樹君）　この枡沢線ですが、今公営住宅が建っています。あの裏側を走行しております。多分イメージがつかないかと思います、皆さん。以前にも申し上げたとおり、有事の際の避難路にも値する路線となるのではないかということで確認をした経緯があります。夢物語のような質問になるかもしれません、ぜひこれを生かすように検討を深めていっていただきたいと思っておるところがありますが、いかがなものでしょうか。町長。町長、知っていますよね。以前知っていますかと言ったら、知っていますと言っていましたよね。記憶にありますね。

○議長（星　喜美男君）　佐藤町長。

○町長（佐藤　仁君）　今建設課長がお話ししましたように、膨大な町道、また新しく認定をするわけで、その中で生活路線として利活用できる、あるいは例えば避難道路として利用しなければならないということが優先順位としては高いんだろう、整備するのに。そういうところは建設課のほうでその辺は検討しながら進めていくものだと認識してございますので、ひとつここはご理解をお願いしたいと思います。

○議長（星　喜美男君）　ほかにございますか。6番今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君）　6番今野です。私も何点か伺いたいと思います。

まず第1点目なんですけれども、75路線なくなって約60キロメートルということなんですねども、多分市街地低地部志津川戸倉歌津のほうなんだとは思うんですけども、改めて主にどのような路線が廃止になったのか。多い部分伺いたいと思います。あと、第2点目は今回このように廃止になってすぐ認定ということなんですけれども、60キロメートルも減っている分今後のもし町道の認定が多分出てくると思うんですけども、新たに必要となった町道の認定の方法もしくは見込み、時期のようなものがどのように考えているのか伺いたいと思います。あともう1点、認定その今回以降の認定の基準なんですけれども、本来の基準と変わらないんでしょうけれども、例えばもう高台移転通すのであれしているんでしょうが、個人で例えば山とか開いたようなときは水道だとよく私聞いて五、六人とか若干ある程度の人数がそろうと線を引くという水道管引くというそういった話もあるもので、道路の場合は最低何人ぐらいが集まれば町道に認定なるのか。1件でもなるのか。もう1点、あと認定は誰がするのかというかどういった方法なのか改めて確認させていただきます。

○議長（星　喜美男君）　建設課長。

○建設課長（三浦　孝君）　質問、3点でよろしいですか。認定の時期、今回約60キロメートル廃道ということをお願いをしているわけでございますけれども、認定するためには台帳の整

備が必要と……。60キロメートルの減でございます。失礼しました。頭が大分混乱をしていますので、大変失礼いたしました。約60キロメートルの減ということにお願いをしているところでございます。

いずれ、今後とも状況が変化された時点でその認定、町道としての必要性がある程度認められれば新しく認定し直すこともそれは可能だと考えています。今回、実は60キロメートルなんですけれども、基本的にまたお金の話をするのは大変恐縮なんですが、60キロメートル認定するために大きいところの図面がないのでまた図面を作成をしなければならないという問題がございまして……。はい、ではやめます。

それから認定基準というお話をした。何人いたら認定されるかという。特に人数要件はございませんので、基本的な考え方、両端が道路に接続しているというのが一つの基準になります。それと、袋小路という部分もありますので、その場合は奥に車が回転する回転場があることいろいろな基準はございますが、最低それは確認をしていかざるを得ないと考えています。それで、何人いたらいいかとか個人が開発したときにその道路をというお話をすれども、そこは事前の協議が必要になってくる部分だと思います。ゲスな言い方をしますと、個人の序の口整備をするわけではないので、そこは人数要件というよりもその道路の線形が重要になってくると思います。

認定の決定権者ということになりますけれども、いずれ地域の皆様からご要望をいただくとか、あとは議員の皆様も含めてご要望をいただくというのがスタート地点になるかとは思うんですけども、それとまた町として重要な、政策的に重要な路線も当然ございますので、3つの方法があるかと思っています。それで建設課が単独で決めるわけではなく、当然庁舎内での検討した結果として認定するかしないかの決定という手順になるかと思ってございます。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 1点目の質問だったんですけども、課長多分要旨を取り違えたのかもしれません。もう一度伺いたいと思います。この今回廃止なった部分で一番多い部分というかそういった地区、私ですから先ほどかつて市街地だったところが多分あれなったのではないかと思うんですけども、それ以外にもいろいろあったのか。その主な部分を伺いました。もう一度あえて伺いたいと思います。

あと、認定の方法とかそういったものもなんですが、今後60キロメートル減った分ある程度は今後認定が必要になってくると思うんですけども、その今回こういった議会の議決なん

ですが、その場合その都度議会ごとにするのか。今回のみみたいに例えれば1年ぐらいまとめてするのか。どのようになるのか。その点を伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 失礼いたしました。1路線ごとということではなく、地区ごとにお知らせをしたいと思っています。歌津地区でございます。3路線の減でございます。延長が992メートル増とふえております。戸倉地区、16路線の減でございます。7,400メートルの減でございます。それから志津川地区、64路線の減、延長が4万8,871メートルの減でございます。それから入谷地区、8路線増でございます。しかしながら、延長が4,294メートルの減という状況でございます。合計しますと75路線の減でありまして、延長で5万9,584メートルの減という内容でございます。

それから認定、新たに町道認定する時期でございますけれども、今回は先ほど申したとおり、さまざまな手続が必要だということで事務の煩雑、それを防ぐために一括で上程をさせていただきました。しかしながら、通常はこれまでどおり1路線ごとにその必要な時期にそれぞれ議案としてご提案をさせていただければと考えております。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。8番佐藤宣明君。

○8番（佐藤宣明君） 8番です。非常に丁寧な資料をいただきまして、非常に見やすく思っておるところでございます。ありがとうございます。

それでお伺いしますが、そうしますと、町道全路線一旦廃止して、これまで震災後に認定なった部分もございます。それも廃止して新たに認定をするということなんだろうと。確認の意味でお伺いするわけでございますけれども、それで結果的に500路線で25万6,235メートルという延長になるんだと。したがって、認定後には道路台帳の出面というか合計、トータルの数字はこうなると理解してよろしいんでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 議員おっしゃるとおり、震災後それぞれ復興事業で造成した部分も一旦廃止をさせていただきたいと思ってございます。理由は、当時施工図、それから精算図面をもって認定をお願いをしていたところでございます。その後、接続道路が完成したとか終点の考え方方が若干違っているということで、本来はそれは変更という手続になるんですけども、先ほど申したとおり、事務がかなり煩雑になるということで、大変恐縮ですが、震災後整備された路線についても一旦廃止をさせていただいて、また新たに認定という手続をとらせていただきたいと思ってございます。

それから、最終的な延長でございますが、議員おっしゃるとおり、今回お示しした延長が新たな道路台帳の整備後の延長ということになります。

○議長（星 喜美男君） 佐藤宣明君。

○8番（佐藤宣明君） 了解いたしました。それでちょっと具体的な部分でお伺いしたいですが、先ほども前の議案で話がありましたけれども、廻館地区の圃場整備、いわゆる寺山線です。寺山線、おかげさまで真っすぐに立派な道路が圃場整備事業でできておりますが、残念ながら両方側溝もすっかりでき上がって真っすぐで非常に真っすぐでいい道路なんですが、舗装です。舗装がいまだになっていない。それで、あそこは墓地に行く道路にもなります。したがいまして、時節柄やがてお盆が来るわけでございますけれども、そういう段階では非常に交通量の多くなるところでございまして、果たして農林水産課長の管轄なのかあるいは建設課長の管轄なのかわかりませんけれども、その見込みはどうなのかお知らせください。

○議長（星 喜美男君） 農林水産課長。

○農林水産課長（及川 明君） 圃場整備の部分が主流ということで私のほうでお答えさせていただきますが、何回も、月に1回、営農組合の方々の会議でも宮城県が行う補償工事で宮城県が実施する路線でございまして、宮城県の予算の執行状況次第ということでございます。先般の会議でもその話がまた出まして、早ければ9月というお話が県の口からは出ていましたが、その間にそれほどかかるのであればまずは防じん処理で対応をしてほしいという要望をしておりますが、その回答はまだこちらには入ってございません。ただ、早期に舗装をしてほしいという話は県まで通じております。

○議長（星 喜美男君） 佐藤宣明君。

○8番（佐藤宣明君） 町長。お聞きのとおりでございますので、ひとつ早期にそれが実現されるようにひとつよろしくお願ひ申し上げます。終わります。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。（「なし」の声あり）

ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

初めに、議案第68号の討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第68号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（星 喜美男君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第69号の討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第69号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（星 喜美男君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

本日は議事の関係上、これにて延会することとし、19日午前10時より本会議を開き、本日の議事を継続することにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（星 喜美男君） 異議なしと認めます。よって、本日は議事の関係上、これにて延会することとし、19日午前10時より本会議を開き、本日の議事を継続することといたします。

本日はこれをもって延会といたします。

午後 1時57分 延会